

所定疾患施設療養費の算定状況

介護老人保健施設シミズふないの里

厚生労働省の規定に基づき、当施設の所定疾患施設療養費の算定状況について下記のとおり公表します。
 なお、当施設では、以下の算定要件に基づいて「所定疾患施設療養費（Ⅱ）（480 単位を／1 日）を算定しております。

【算 定 要 件】

1. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 10 日を限度とし、月 1 回に限り算定するものであって、1 月に連続しない 1 日を 10 回算定することは認められない。
2. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 イ 肺炎
 ロ 尿路感染症
 ハ 帯状疱疹
 ニ 蜂窩織炎
 ホ 慢性心不全の憎悪
4. 算定する場合にあっては、診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定する。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
7. 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染対策のに関する研修を受講していること。

【2025 年度 算定状況】（算定期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）

イ) 肺 炎

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
日数	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3

ロ) 尿路感染

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
件数	9	9	3	5	6	7	5	4	6	9	7	6	76
日数	49	40	18	27	31	30	32	22	29	49	31	34	392

ハ) 帯状疱疹

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
件数	1	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	0	5
日数	5	0	0	0	0	0	7	10	0	7	0	0	29

ニ) 蜂窩織炎

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
件数	0	0	0	1	1	1	0	3	1	0	0	0	7
日数	0	0	0	3	6	6	0	15	7	0	0	0	37

ニ) 慢性心不全の憎悪

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
件数	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
日数	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20

合 計 件数 91 件 日数 481 日

以 上